

仕様書

件 名	ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA に係る清掃業務及び消防用設備等定期点検保守業務
委託内容	(1) 定期清掃 ① 床清掃 (339.28 m²) (内訳 〔月16回〕・・・床・階段等を掃く程度 〔月1回〕・・・床洗浄及びワックスがけ (各階廊下、1F セミナー室2F 会議室、小打ち合わせ室、各階トイレ、公社事務室、玄関及び玄関マット (実施日は相談)) ② トイレ清掃・・・〔月20回〕水拭き・便器・洗面所等水回り清掃、ゴミ廃棄 ③ 窓ガラス清掃 (面積 103.50 m²) 〔年2回〕 ④ 給湯室清掃1 〔月20日程度〕 (生ゴミ廃棄、シンク内清掃・周り拭き掃除) ⑤ 給湯室清掃2 〔年1回〕 (フラインド・換気扇・壁・排気筒の洗剤洗浄・拭掃除) ⑥ ゴミ回収 〔月20日程度〕 (シュレッダーゴミ回収含む) ⑦ 建物外周整備・清掃 (草刈り等) 〔年2回〕 (6月と11月指定) ⑧ 屋上水槽清掃 〔年1回〕 (7月指定)、水質検査 〔年2回〕 (3月と8月指定) ⑨ 排水管洗浄 〔年1回〕 (7月指定) ⑩ エアコンフィルター清掃 〔年2回〕 (6月と10月指定、紙フィルタ交換11室) ⑪ 照明器具清掃 〔年1回〕 ⑫ 共有スペース拭き清掃 〔月8回〕 テーブル・いす・ホワイトボード・階段手すりの拭き掃除及びボードクリーナー清掃 (1F セミナー室、玄関フロア、2F 会議室、小打ち合わせ室、3F 休憩エリア) (2) 消防用設備点検保守 構造：LC、階数：3階、敷地面積：529.61 m²、延床面積：764.40 m²
履行場所	ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA 東京都墨田区本所3-15-5
履行期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
その他	・清掃に使用する機器、消耗品は受託者負担のこと。 ・業務実施にあたっては、月毎の業務予定表を事前に公社担当者へ提出し、連絡・確認後、実施することとする。特に定期清掃は4カ月前に実施日を事前報告する。 ・仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。
契約情報の公表	公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていく為、「経営情報の公表に関する要項」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。 ・公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額 ・公表時期及び手法 気決算の公表に合わせて年1回とりまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表致します。 尚、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨申し出ることができます。
暴力団等に関する特約事項	暴力団等に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。
備 考	●現地連絡先 ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA 公社事務室 03-3622-3681 担当：橋本 ●支払関係 （公財）東京都中小企業振興公社 新事業創出課 03-3251-9367 担当：竹田

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。